



報道関係者 各位

令和元年10月15日
名取市総務部税務課

り災証明書等の申請受付を開始 ～令和元年台風19号の被害関係～

10月15日(火)より、令和元年台風19号の被害を受けた方に対し『り災証明書』および『り災届出証明書』の受付を開始しました。

『り災証明書』の対象は、住家等の家屋です。
市が申請を受理した後、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)に基づいて被害状況の現地調査を行い、その確認した事実に基づき被害程度を判定し発行します。
発行は、現地調査の後、1週間程度の時間を要します。

『り災届出証明書』の対象は、家財道具や自動車などです。
市に対して被害の届出がなされたことを証明するもので、被害が分かる写真により確認し、即日発行します。

申請には、印鑑、被害状況が分かる写真を現像または印刷したもの、本人を確認できる免許証等が必要です。

※本人または同居の親族以外の方が申請するときは、委任状が必要になります。

受付窓口は、税務課(市役所1階北側)です。
なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。

市のホームページでも周知を開始しました。

【問い合わせ】

名取市総務部税務課固定資産税係 鈴木隆文、鈴木公子(内線162)

TEL: 022-384-2111 FAX: 022-384-2192

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。